

郡山市釣銭等資金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号。以下「規則」という。）第123条第2項に規定する釣銭等に充てるための現金（以下「資金」という。）を保管する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資金の保管限度額)

第2条 会計管理者が保管できる資金は、次条に定める限度額の合計額の範囲内とする。

(資金の使用所属及び限度額)

第3条 資金を使用できる所属及び会計年度ごとの限度額は、別表のとおりとする。

(資金の使用目的及び方法)

第4条 会計管理者は、別表に定める所属の出納員が必要と認めた場合に、当該出納員又は分任出納員（以下「出納員等」という。）に対し、別表の限度額の範囲内において資金を交付し、当該資金を使用させることができる。

2 資金は、所属の窓口において現金を収納する際の釣銭又は支払準備金として使用するものとし、市の収入金とは別に保管するものとする。

(資金の請求)

第5条 出納員等は、資金の交付を受けようとするときは、釣銭等資金交付申請書（第1号様式）を会計管理者に提出しなければならない。

(資金の交付)

第6条 会計管理者は、資金の交付の申請があった場合において必要と認めるときは、出納員等に資金を交付するものとする。

2 会計管理者は、現金等出納簿（第2号様式）又はこれに類するものにより交付状況等を記載整理するものとする。

3 出納員等は、資金の交付を受けたときは、直ちに、釣銭等資金保管証書兼報告書（第3号様式）を会計管理者に提出しなければならない。

(資金の保管)

第7条 出納員等は、交付を受けた資金について、安全確実な方法により適正に保管しなければならない。

2 出納員等は、交付を受けた資金について、当該会計年度末日の保管額及び翌年度の保管状況を釣銭等資金保管証書兼報告書により翌年度当初に会計管理者に報告しなければならない。

3 会計管理者は、前項の規定により翌年度保管者として報告をした出納員等に対し、保管期間内において当該資金を保管させるものとする。

(資金の返納)

第8条 出納員等は、交付された資金を必要としなくなったときは、直ちに、釣銭等資金返納申請書（第1号様式）により会計管理者に返納しなければならない。

2 会計管理者は、交付した資金について必要と認めるときは、随時返納その他の措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（つり銭）

所 属 名	限 度 額
収納課	200,000 円
河内クリーンセンター	100,000 円
富久山クリーンセンター	100,000 円
総合体育館（出先機関を含む）	200,000 円
美術館	200,000 円
市民課	200,000 円
保健所（休日・夜間急病センター）	80,000 円
国保税収納課	200,000 円
窓口を開設し収入金を徴する所属	一所につき 50,000 円
徴収関係に従事する者 （所属の限度額以外に適用可）	1人につき 10,000 円
その他必要に応じ会計管理者と協議する	別途定めた額

会計管理者

所 属 _____

出納員（氏名） _____

釣銭等資金保管証書兼報告書

保 管 額	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

①【新規又は受継ぐ場合】

年度分の 釣銭・支払準備金 として、上記金額を保管します。

※ 保管期間 年 月 日から 年 月 日まで

この保管する現金は、

- 申請により交付を受けたものです。
- 前年度保管者から引継ぎを受けたものです。

年 月 日

所 属 _____

出納員・分任出納員 _____

②【継続又は引継ぐ場合】

年3月31日現在、釣銭・支払準備金 として保管している現金は上記のとおりです。

なお、翌年度分の 釣銭・支払準備金 として上記金額を

- 継続して保管します。
- ※ 保管期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 上記保管者に引継ぎます。

年 3月31日

所 属 _____

出納員・分任出納員 _____

※釣銭等資金を新規で保管又は受継ぐ出納員等は①について、継続して保管又は引継ぐ出納員等は②について、該当するものに☑をし、記入をしてください。また「釣銭」・「支払準備金」及び「出納員」・「分任出納員」のいずれかに○印を付してください。